

令和 7 年 1 月 1 0 日

新宿区長 吉 住 健 一 様

新宿区労働報酬等審議会

会長 松尾 紀良

令和 7 年度 労働報酬下限額について（答申）

令和 6 年 1 1 月 7 日付け 6 新総契契第 2 1 4 0 号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

つきましては、本答申を十分尊重されるとともに、新宿区公契約条例の普及啓発及び条例の効果的な運用がなされるよう要望します。

記

1 工事請負契約における労働報酬下限額（1 日あたり）

（1）労働者等（一人親方を含む）

ア 令和 6 年 3 月に発表された東京都における公共工事設計労務単価の 4 7 職種については、それぞれの単価に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た金額とするのが妥当である。

イ 公共工事設計労務単価のうち、設定されていない「タイル工」、「屋根ふき工」、「建築ブロック工」の 3 職種については、以下の表の左欄に掲げる職種に応じ、同表の右欄に掲げる職種の労働報酬下限額の金額（上記アより算出されたもの）とするのが妥当である。

職種	適用させる職種
タイル工	内装工
屋根ふき工	板金工
建築ブロック工	石工

（2）未熟練工（受注者等との合意の下、見習い・手元等の労働者） 年金等の受給のために賃金を調整している労働者

直近の公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た金額が妥当である。

（3）その他

今後、東京都における公共工事設計労務単価が増額改定された場合は、その単価を基に労働報酬下限額を算出することが妥当である。

2 業務委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額（１時間あたり）

（１）業務委託契約及び区内に存する施設の指定管理協定については、令和７年度の労働報酬下限額を１，４３８円とする。

（２）区外に存する施設の指定管理協定については、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額と、東京都の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額の格差率に、令和７年度の労働報酬下限額を乗じて得た金額とするのが妥当である。

中強羅区民保養所「箱根つつじ荘」 １，４３７円

区民健康村「グリーンヒルハヶ岳」 １，２２２円

女神湖高原学園「ヴィレッジ女神湖」 １，２３４円

3 付帯意見

（１）区の規程に「受注者の連帯責任条項」を取り入れる議論を行うこと。（昨年付帯意見の持ち越し項目）

（２）工事と委託・指定管理のそれぞれについて、実情に合わせて実態把握可能な様に、アンケートの改善を図ること。（昨年付帯意見の持ち越し項目）

（３）新宿区の地域性や課題に則して、職種別の労働報酬下限額設定について調査・検討を行うこと。（昨年検討課題の継続項目）